

吹田市総合教育会議

令和2年10月28日
午後2時開会
全員協議会室

次 第

1 報告案件

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る小・中学校での取組について
- (2) いじめ防止について

2 協議案件

- (1) 教育大綱の改訂について
- (2) 府費負担教職員の人事権移譲について

【資料】

- 資料 1 新型コロナウイルス感染症に係る小・中学校等での取組
- 資料 2-1 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移
グリーン
- 資料 2-2 すいたG R E・E Nスクールプロジェクト（いじめ防止に関連する取組）一覧
- 資料 2-3 G I G Aスクール構想に基づく1人1台端末を活用した「(仮称) いじめ防止相談ツール（マモレポ）」の構築・運用について
- 資料 3-1 教育大綱の概要
- 資料 3-2 吹田市教育大綱（案）
- 資料 4-1 令和2年度 吹田市教諭男女別年齢構成表
- 資料 4-2 令和2年度 吹田市立小・中学校 学級別在籍児童生徒一覧
- 資料 4-3 吹田市立小・中学校の在籍児童生徒数別学級数
- 資料 4-4 小・中学校組織体制
- 資料 4-5 出産休暇・育児休業・病気休暇等の取得状況ほか
- 資料 4-6 大阪府公立学校教員採用テスト 志願者数・受験者数・合格者数の推移
- 資料 5 府費負担教職員の人事権移譲

新型コロナウイルス感染症に係る小・中学校等での取組

I 新しい生活様式を踏まえた学校生活と感染防止対策の徹底

- 1 毎日の検温
- 2 マスクの着用（熱中症への配慮）
- 3 手洗いの徹底
- 4 可能な限りの身体的距離の確保
- 5 校内（共用部）の消毒の実施
- 6 エアコン使用時の換気の実施
- 7 新型コロナウイルス感染症及び感染防止の正しい知識と理解のための継続的な指導

II 学習・教育活動の保障（小・中学校の臨時休業等に伴う学びの保障のための取組）

- 1 夏季・冬季等長期休業期間中の授業日の設定
- 2 臨時休業期間中の取組
 - (1) 教育課程に位置付けた家庭学習教材等による履修及び評価の実施
 - (2) 家庭学習に資する動画のオンラインによる発信環境の整備
- 3 学校再開後の取組
 - (1) カリキュラムマネジメントに基づく教育活動の精選、指導内容の重点化、指導計画の見直し
 - (2) 感染拡大防止対策を講じた上での学校行事（運動会、修学旅行等）の工夫と実践
 - (3) 学習支援員等を配置しての授業中の個別学習や補充学習の支援、教員のサポートなど
- 4 今後のあり方

(1) 感染症対策と子供たちの健やかな学びの保障の両立

社会全体が、長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況のもと、感染症対策を講じつつ、学校での協働的な学び合いを大事にしながら教育活動を進め、最大限子供たちの健やかな学びの保障に努めます。

(2) GIGA スクール構想の加速による学びの保障

1人1台端末の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備など、「GIGA スクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICT の活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を実現します。

III 偏見や差別・いじめ防止への対応

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じていわれのない偏見や差別・いじめが生じないよう取組を継続して実施します。

- (1) 感染の疑いを含め出席停止となっている児童・生徒の人権を徹底的に守るとともに、適切な学習保障に努めます。
- (2) 感染症に対する正しい知識や理解を深める指導を通して、人権意識の高揚を図ります。
- (3) 国・府・市のマニュアルやメッセージ、指導用資料を各校に周知し、啓発を行います。

小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

1 件数

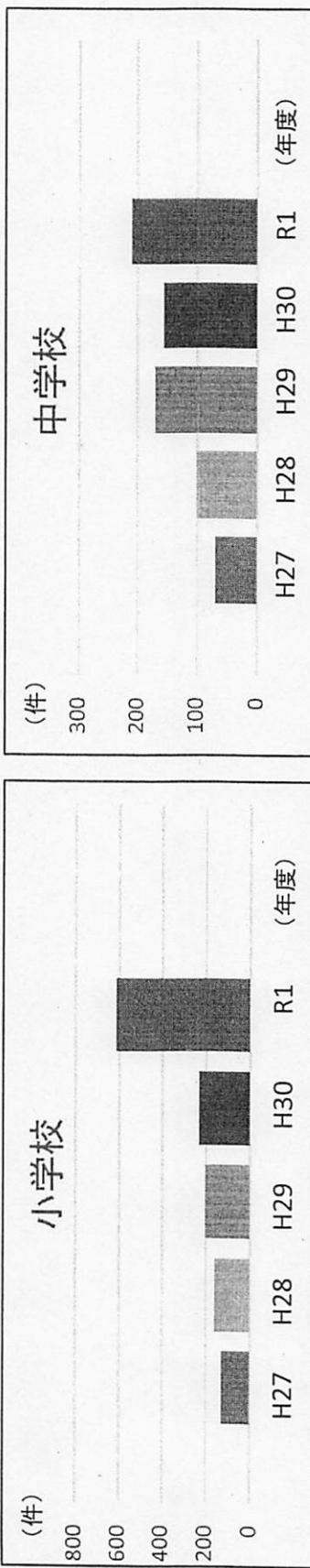
(件)

	平成27年度(2015年度)	平成28年度(2016年度)	平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)
小学校	127	161	203	232	614
中学校	69	100	170	156	211

(件)

小学校

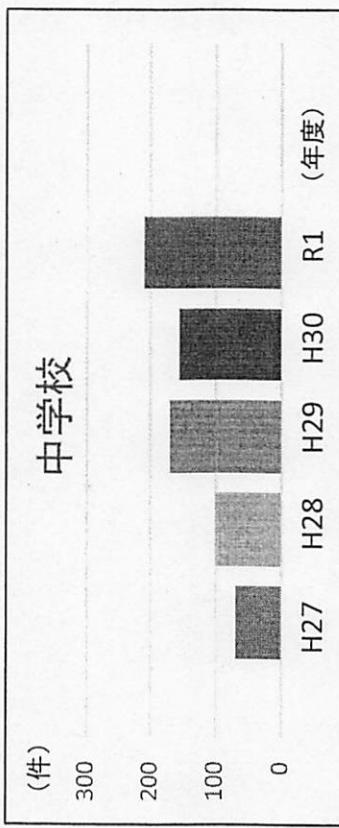
(件)



(件)

中学校

(件)



2 評価

令和元年度のいじめ認知件数は、小学校で614件、中学校で211件といずれも前年度から大幅に増加しました。校長指導連絡会をはじめさまざまな機会を通じ、法の定義に基づくいじめ認知や組織的な対応を行なうことを周知したことにより、教職員のいじめに対する意識が高まつたものと考えています。

すいたGRI・ENスクールプロジェクト（いじめ）防止に関する取組）一覧

No.	主な取組の名称	目的・内容	令和2年度 関連予算額 (万円)	令和元年9月～	実施（開始）時期
1	いじめ予防授業を全校で実施	いじめが起こりににくい学校風土の醸成に向けた取組として、研修、調査、授業を一体的に実施する。 ①教職員研修 ((①-1)専門研修、(①-2)各校リーダー研修、(①-3)全教職員研修) ②学校風土・いじめ調査（公立の小学校4年生～中学校3年生対象） ③いじめ予防授業（小中学校の全児童・生徒対象）	約 1,400	①-1	令和2年1月～ 令和2年4月～ 令和3年1月～
2	いじめ対応支援員の配置	校長経験者などが、学校のいじめ防止の取組に対してアドバイスをすることで、見、早期解決につなげる。 ◆令和元年9月に3名配置。令和2年度から6名に増員	約 2,500	3人配置	①-2、①-3 ②、③
3	スターター（支援員）の配置	小学1年生の生活や学習をきめ細かく支援するスターター（支援員）を増員し、見守りの体制を強化するとともに、2年生のクラスにも配置することで、いじめの未然防止、早期発見に向けた取組を充実させる。 ◆令和元年年度まで各小学校に1名配置。令和2年度から約25名を増員	約 5,000		
4	スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置	福祉の視点をもつたSSWの活動時間を倍増し、学校で緊急な対応が必要な場合にモ、コーディネート機能を発揮すること、初期対応の質の向上、組織的な取組の充実につなげる。	約 5,900		
5	教職員向けプログラムの活用	◆1中学校プロックあたり週1時間から20時間に倍増		(7月～)	
6	スクールカウンセラーの配置	学校の組織的な生徒指導体制の実効性を高めるための具体的な対応を示すとともに、学習指導要領及びその解説などについて、いじめ防止の視点から改めて整理を行い、本市独自の教職員向けプログラムとして作成し、活用する。 ◆『生徒指導編』及び『教育課程編』	約 300	(10月～)	
7	スクールロイヤーとの連携強化	いじめ対応専任相談員（スクールカウンセラー）が心理の専門家として、子供や保護者へのカウンセリング、学校の支援などをを行うことで、いじめの早期発見、早期対応、長期化や深刻化の防止を図る。	約 150		
8	第三者調査委員会の常設化	学校で起こる様々な事柄やトラブルに対して、法的な視点でのアドバイスや教職員への研修を行っているスクールロイヤーについて、新たに、いじめ防止の会議等に定期的に参画し、学校の方針や問題への対応に関する相談に応じるなど、業務拡充、連携強化を行うことで、いじめの重大事態などの支障の充実を図る。 「取組の進捗状況の検証」を加えるとともに、新たな事案発生時に対応できるよう2チーム目の設置を進める。			
9	こどもSOSカードを全児童・生徒に配付	いじめなどで困っている子供たちの声を聴くツールとして、ポストに投函すれば、市長に直接届く「こどもSOSカード」を公立小中学校の児童・生徒に配付する。（届いたカードについては市民部人権政策室で対応）	約 150	●(10月) ●(10月)	
10	GIGAスクール構想	GIGAスクール構想の実現に向かって動きの中で、児童・生徒1人につき1台の端末が導入されることから、いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応につなげるため、当該端末を活用した相談ツールの構築・運用	—	1月～ 2月～ 試験運用 (2月下旬を想定)	1月～ 2月～ 本格運用
			（合計）	約 15,400万円	

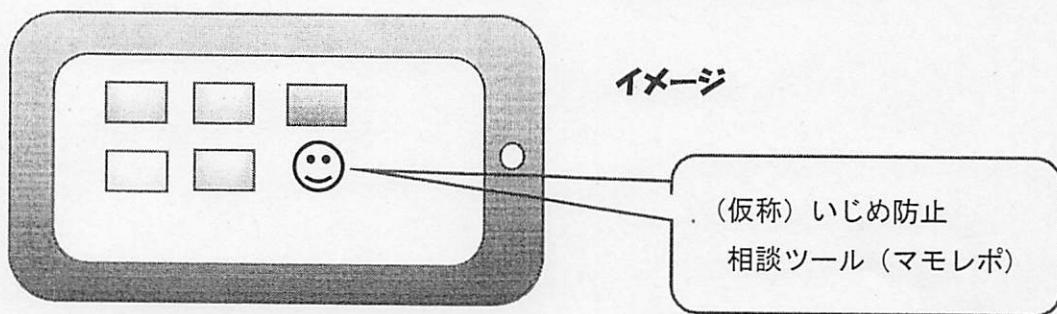
GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を活用した 「(仮称)いじめ防止相談ツール(マモレポ)」の構築・運用について

GIGAスクール構想の実現に向けた動きの中で、児童・生徒1人につき1台の端末が導入されることから、いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応につなげるため、当該端末を活用し、児童・生徒のヘルプサインを学校(管理職等)、市教育委員会に送信できる環境を構築し、運用するものです。

- ※1 現在、GIGAスクールネットワークシステム構築・運用保守業務を進める中で、
その一環として、詳細を検討・調整しているところです。
- ※2 令和3年1月からの試験運用、同年2月(下旬を想定)からの本格運用に向けて、
準備を進めています。
- ※3 GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を利用しての当該システム(いじめ予防授業との連携含む)の運用は、本市が全国初となります。

1 端末画面のイメージ

タブレットのメニュー(画面)の中にフォーム(様式)を作成



2 運用(入力内容)の【例】

チャンネルを利用し、児童生徒がヘルプサインを伝える。

- (1) 誰のことか。(自分、友達、きょうだい、その他)
- (2) 相手は誰か。
- (3) 何があったか。(暴力、暴言、仲間はずれ、ネットでの誹謗中傷など)
- (4) どこであったか。(学校、家、その他)
- (5) 誰に相談したいか。(学校(管理職等) 又は 学校以外の大人など)

※1 入力画面の前段階として、いじめ予防授業の要素(エッセンス)を取り入れた啓発画面の設定を予定。

3 外部メール等からの児童・生徒の端末への返信

- (1) 「学校以外の大人(教育委員会)」については、外部メール等で双方向のやり取りができるることを検討。
- (2) 相談の内容によって、回答(やり取り)のみを行う場合、学校現場に介入する場合など、個別に対応を検討。

※1 児童・生徒と担任(教科の担任含む)は、授業支援ソフトで常時、双方向のやり取りが可能。

教育大綱の概要

1 教育大綱に関する法令等(抜粋)

(1) 大綱の策定

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

- ・ 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。(第1条の3第1項)
- ・ 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする。(第1条の3第2項)

(2) 大綱の定義

<文部科学省初等中等教育局長通知(平成26年7月17日付26文科初第490号)>

- ・ 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ・ 大綱が対象とする期間については、法律では定められないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。

(3) 教育振興基本計画との関係

<文科省初等中等教育局長通知(平成26年7月17日付26文科初第490号)>

- ・ 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

2 本市の現行教育大綱(平成27年11月策定)の策定経過

平成27年4月

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方公共団体の長が教育の大綱を定めることが規定される。

平成27年5月

平成27年度第1回総合教育会議開催

宮下教育委員長職務代理者

「教育行政の大綱の策定については、教育委員会も、教育ビジョンというかたちで作ってきたものもありますので、それも生かしていただけたらなと思う～以下略～」

後藤市長

「これまで吹田の教育行政として積み重ねてきたもの、それは何も根本的に変わるものではなくて、それを大綱として改めてリニューアルするというイメージで～以下略～」

平成27年7月

市議会7月定例会

後藤市長

「次回の総合教育会議にお示しをする教育行政の大綱の素案につきましては、本市既存の教育振興基本計画でございますわが都市(まち)すいたの教育ビジョンを基本といたします。」

平成27年9月

平成27年度第2回総合教育会議

教育大綱について協議

平成27年11月

平成27年度第3回総合教育会議

教育大綱について協議

平成27年11月

教育大綱策定

吹田市教育大綱

平成27年4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、吹田市及び吹田市教育委員会が互いに連携して教育行政を推進するために、以下の教育に関する理念と基本目標を「吹田市教育大綱」として策定します。

理念

今　吹田から　未来の力を
生命力がやさ　ともにつながり　未来を拓く吹田の教育～

すべての人々が生命をかかやさせて、人や社会とつながりながら、今を確かに生き抜き、近い将来を含めて、未来を拓く吹田の教育を進めます。

基本目標

本市の教育を推進するために、以下の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 総合的人間力の形成　～学びを高め、健やかな心と体を育む教育～

小中一貫教育を基本として、子どもたちの確かな学力、豊かな心と健やかな体（総合的人間力）を育むとともに、すべての人々が生涯にわたって学び、楽しみ、個性や能力を發揮しながら自己実現を図る社会をめざします。

基本目標2 社会全体の教育力の向上　～支え合い、地域とともに歩む教育～

家庭、学校、地域、関係機関など多様な主体が、互いに連携・協力して、教育課題を共有しながらその解決を図り、地域に根ざした質の高い教育の創造をめざして社会全体で教育力の向上に取り組みます。

基本目標3 豊かな教育環境の創造　～豊かな学びを支援する教育環境～

安心と安全のもと豊かな空間で学び、生活できるように学校施設・社会教育施設・スポーツ施設の整備を図るとともに、信頼と責任のある教育環境を創造します。

平成27年(2015年)11月

吹田市長 後藤圭二

吹田市教育大綱（案）

第2期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」の教育理念、基本目標を「吹田市教育大綱」として定めます。
吹田市及び吹田市教育委員会が緊密に連携し、各自の権限と責任において教育に関する事務を執行し、「吹田市教育ビジョン」に掲げる基本計画、「はじめのない学校づくり」をはじめとする重点課題に関する取組を推進します。

1 教育理念

今　吹田から　未来の力を
生命力がやさ　ともにつながり　未来を拓く吹田の教育

吹田の教育は、一人ひとりが、多様な価値観を認め、互いの人格を尊重する態度を養い、主体的に学び、考え、行動する力と、個性や能力を活かしながら、人や社会とのつながりを大切にし、よりよい社会を創造する力を育んでいきます。

2 基本目標

1 総合的人間力の形成　～夢と志を持ち、可能性に挑戦する力を育む教育～
幼児教育から義務教育までを一体的に捉えた小中一貫教育を通し、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、主体的に行動し、多様な人々と協働しながら未来を切り拓いていく子供たちを育成します。

2 社会全体の教育力の向上　～地域と協働しあわせに歩む教育～

一人ひとりが生涯学び、活躍し輝かれるよう、学校・園、地域、関係機関など多様な主体が協働し、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

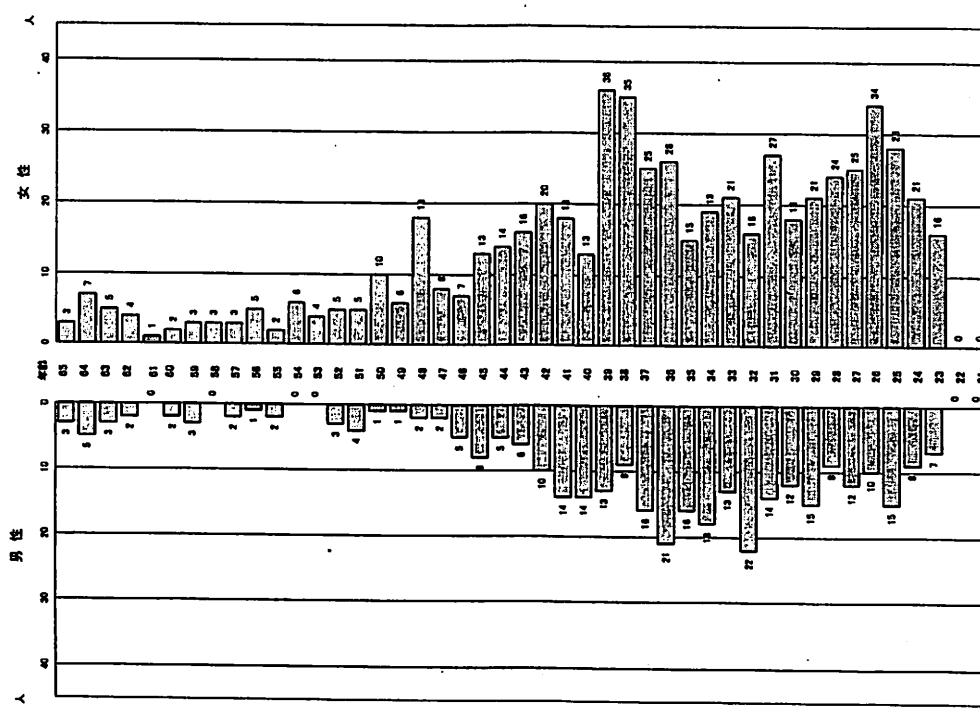
3 豊かな教育環境の創造　～豊かな学びを支援する教育環境～
学校・園の施設や社会教育施設の整備を図るとともに、状況の変化に柔軟に対応し、信頼と責任のある教育環境を創造します。

令和2年(2020年) 月

吹田市長

資料4-1

令和2年度 吹田市教諭 男女別 年齢構成表(小学校)



*この表でいう教師は、官公・指導教諭・嘱託を指す
＊人數は、令和2年5月1日現在
＊年齢は、令和2年度実年齢

全休	50～	40代	30代	20代
329	31	67	154	49
35.1%	3.3%	7.2%	16.4%	10.3%

全休	50～	40代	30代	20代
235	46	48	82	59
49.6%	9.7%	10.1%	17.3%	12.5%

資料4-2

令和2年度 吹田市立小・中学校 学級別在籍児童生徒数一覧 (支援学級在籍児童生徒数を含ます)

R2.5.1現在

吹田市立小・中学校の在籍児童生徒数別学級数(令和2年5月現在)

<小学校>

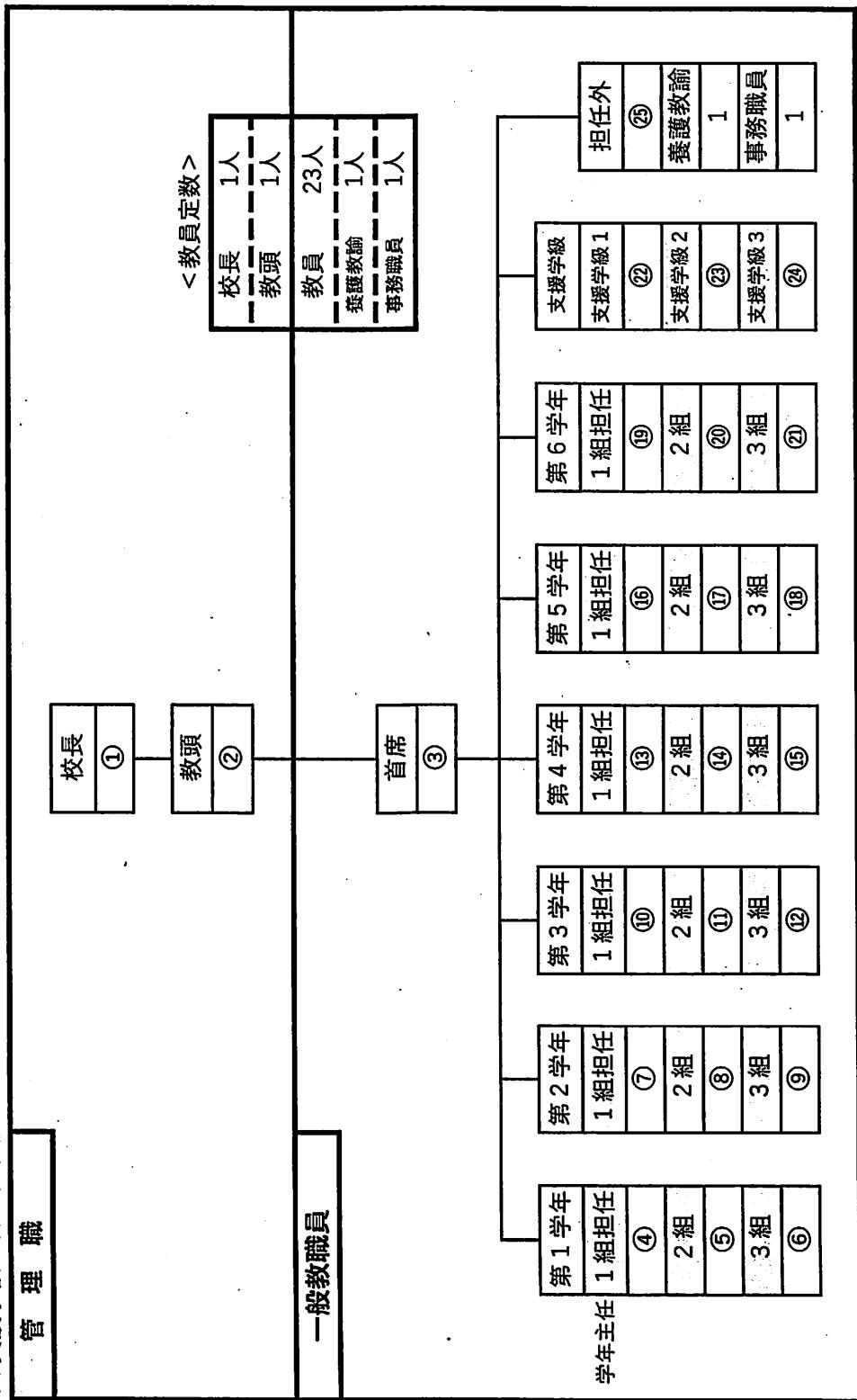
一クラスの児童数	学級数	割合
~19人	9	1.4%
20人~24人	51	8.1%
25人~29人	135	21.3%
30人~34人	295	46.6%
35人~39人	130	20.5%
40人~	13	2.1%
	633	

<中学校>

一クラスの生徒数	学級数	割合
~19人	0	0.0%
20人~24人	0	0.0%
25人~29人	13	5.4%
30人~34人	69	28.6%
35人~39人	143	59.3%
40人~	16	6.6%
	241	

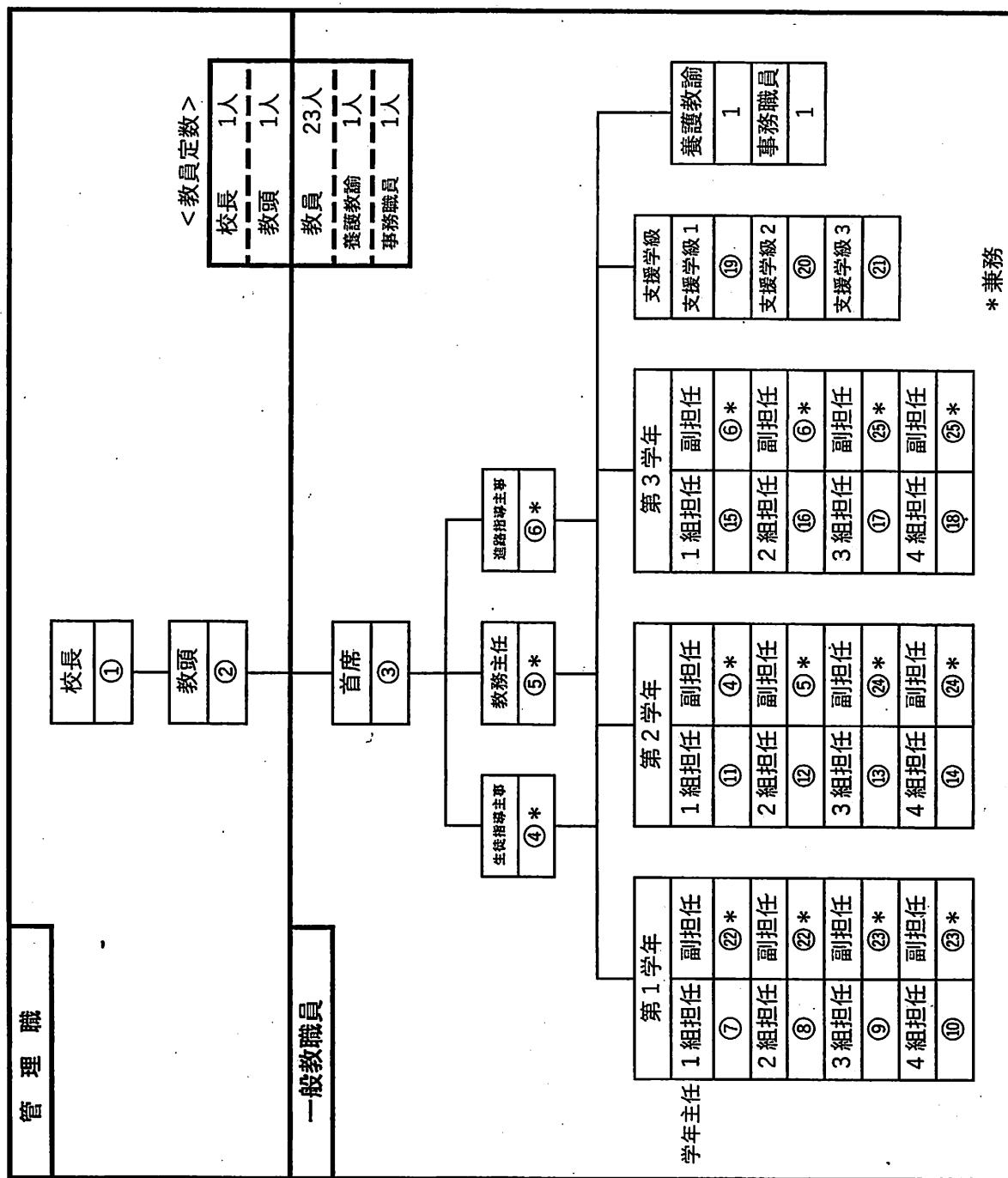
●小学校 学校組織体制

※ 支援学級を含め、学級数が 21 学級の場合 <教員定数 : 管理職を含む総数 27 人>



●中学校 学校組織体制

※ 支援学級を含め、学級数が15学級の場合 <教員定数：管理職を含む27人>



<教員定数外>

【府加配】

指導改善
生徒支援
子ども支援コーディネーター
通級指導等

【市職員】

学校サポートスタッフ
介助員
読書活動支援員
※

1 出産休暇・育児休業・病気休暇等の取得状況（延べ人数）

※1	休暇等	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
小学校	産休	53	51	57	62
	育休	96	91	98	96
	病休等	22	22	24	23
	小計	171	164	179	181
中学校	産休	18	14	20	12
	育休	23	21	26	27
	病休等	10	9	11	19
	小計	51	44	57	58

※1 注釈

- ①A教諭が、出産休暇（産休）に引き続き、育児休業（育休）を申請した場合、産休1、育休1双方に、それぞれカウントしている。
 ②病休等には、病気休暇（病休）、病気休職（休職）があり、B教諭が病休から休職に至った場合は、ダブルカウントしている。

2 任用事由別の講師配置数

※2	任用事由	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
小学校	定数内	56	64	72	84
	産休代替	6	11	8	5
	育休代替	47	38	46	51
	病休等代替	16	13	18	15
	小計	125	126	144	155
中学校	定数内	70	59	68	64
	産休代替	1	10	0	2
	育休代替	13	6	18	10
	病休等代替	10	6	6	12
	小計	94	81	92	88

※2 注釈

- ①各年度末（3/31）時点での任用事由別の講師配置数を示している。
 ②養護助教諭、臨時主事は除く。
 ③病休等代替の事由には、病気休暇取得者（病休）、病気休職者（休職）への代替がある。

3 令和元年度の講師欠員状況（養護助教諭、臨時主事は除く）

R元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	定数内	1	1	1	1	3	1	1	1	0	3	2
	産休	0	0	0	1	2	1	0	1	0	1	2
	育休	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病休等	0	2	0	0	2	1	0	2	6	5	3
	小計	1	3	1	2	5	5	1	4	3	9	7
中学校	定数内	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	産休	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	育休	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病休等	0	2	1	1	1	0	3	4	3	5	3
	小計	3	3	1	2	1	0	3	4	3	6	3

大阪府公立学校教員採用テスト 志願者数・受験者数・合格者数の推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
採用予定数	170	550	700	1,000	1,300	1,270	1,145	900	850	960	950	830	770	710	650	550	450	450	500	500	
志願者数	2,085	3,535	2,898	3,124	4,489	4,501	4,854	4,752	4,203	3,739	3,794	3,884	3,506	3,363	3,161	2,990	2,805	2,503	2,299	2,093	2,019
当初倍率	12.3	6.4	4.1	4.5	4.5	3.5	3.7	3.7	4.2	4.5	4.9	3.7	3.5	3.8	3.9	4.0	3.9	4.2	4.7	4.0	4.0
受験者数	1,911	3,073	2,492	2,694	3,466	3,516	3,772	3,650	3,133	2,745	2,909	3,013	2,803	2,710	2,470	2,411	2,399	2,199	2,008	1,870	1,780
合格者数	174	599	753	760	1,092	1,336	1,363	1,315	1,122	903	856	804	960	959	765	746	682	614	552	450	521
最終倍率	11.0	5.1	3.3	3.5	3.2	2.6	2.8	2.8	3.0	3.4	3.7	2.9	2.8	3.2	3.2	3.5	3.6	3.6	4.2	3.4	3.4
採用予定数	40	150	250	350	470	540	500	470	480	640	670	690	630	570	610	550	350	380	380	410	410
志願者数	1,762	2,803	3,314	4,022	4,529	4,253	4,326	4,259	3,870	3,455	3,695	3,730	3,465	3,339	3,322	3,334	3,178	2,690	2,254	2,024	1,965
当初倍率	44.1	18.7	13.3	11.5	9.6	9.0	8.0	8.5	8.2	7.2	5.8	5.6	5.0	5.3	5.8	5.5	5.8	7.7	5.9	5.3	4.8
受験者数	1,547	2,465	2,952	3,470	3,468	3,281	3,327	3,195	2,919	2,510	2,790	2,840	2,738	2,661	2,610	2,699	2,764	2,391	1,986	1,796	1,756
合格者数	40	185	327	358	469	471	502	566	428	483	642	661	666	632	547	571	503	298	311	306	350
最終倍率	38.7	13.3	9.0	9.7	7.4	7.0	6.6	5.6	6.8	5.2	4.3	4.1	4.2	4.8	4.7	5.5	8.0	6.4	5.9	5.0	5.0

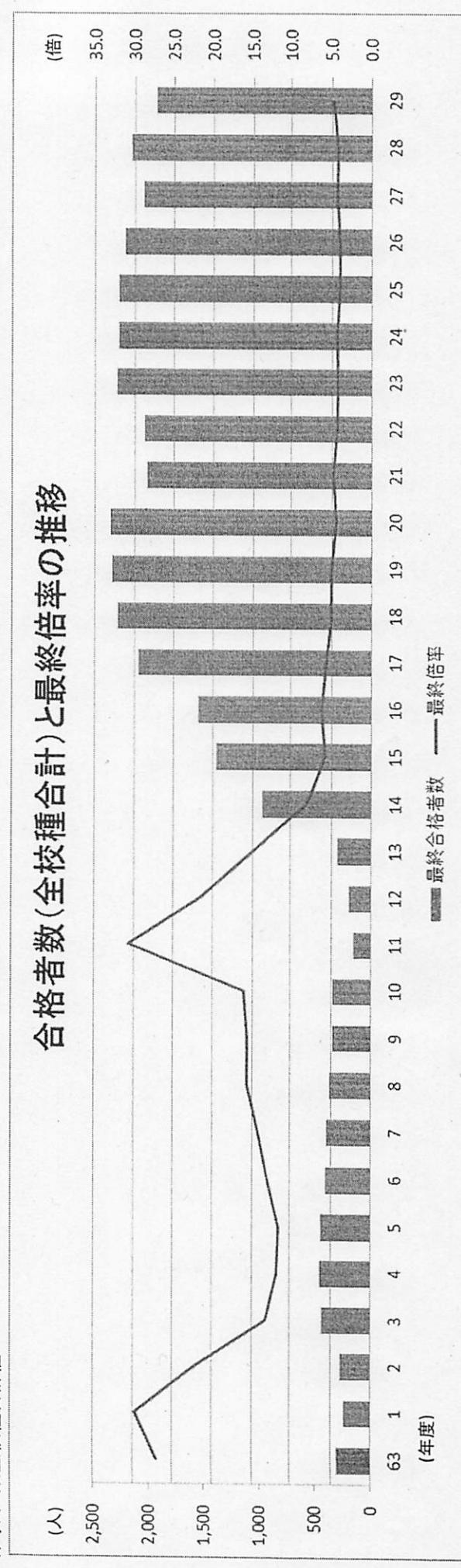
※平成18年度以降の受験者数は、一次選考受験者と二次選考を受験した受験者の計です。

※平成29年度の受験者数は、一次選考受験者、二次選考を受験した受験者及び一次・二次選考免除で三次選考を受験した受験者の計です。

※小中いき連携の人数は小学校に含めています。

※平成28年度以降の合格者数には、併願による合格者を含みます。

<グラフ>※全校種合計値



資料5

府費負担教職員の人事権移譲について

1 現行の県費負担教職員制度について

<県費負担教職員制度>

- 市町村立小・中学校の教職員は市町村の職員であるが、給与については都道府県が負担し、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

2 人事権移譲の必要性について

(1) 現行制度下における課題

- 小・中学校教職員が地域に根ざす意識を持ちにくい。
- 地域の実情に応じた特色ある教育行政を展開しにくい。

(2) 権限移譲により考えられるメリット

現状の権限範囲					メリット	
権限		大阪府	豊能地区	吹田市		
1	任用	採用	○	○	-	地域に根ざす人材の確保
2		異動	○	○	-	-
3		昇任	○	○	-	-
4		分限・懲戒	○	○	-	-
5	給与決定		○	○	-	-
6	給与負担		○	-	-	市独自の学級編制や人的措置
7	教職員定数		○	-	-	
8	学級編制		○	-	-	
9	服務監督		○	○	○	
10	研修		○	○	○	市が求める人材の育成

3 国の動き

「県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について」

<文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課（平成27年2月5日付事務連絡）>

- 平成27年1月の閣議決定に基づき、以下の通知。

県費負担教職員の人事権等の都道府県から中核市等への移譲については、任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。

4 府の考え方

「府費負担教職員の人事権の市町村への移譲について」

<大阪府教育委員会事務局教職員室教職員人事課長（平成27年3月2日付教委職人第4024号）>

●平成27年2月5日付の文部科学省による通知に基づき、以下の通知。

本府における府費負担教職員の人事権の移譲は、ブロック単位を原則とし、ブロック内の全ての首長と教育委員会の意思を固めたうえで移譲する。

5 全国の状況

○中核市のうち人事権移譲実施市

一市単独での移譲は無し。

豊中市が大阪府豊能地区で移譲（豊能地区：豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）

※平成29年4月以降、政令市は都道府県からすべての権限が移譲されている。

6 本市教育委員会の動き

○平成28年5月市議会 教育長答弁

「中核市に移行する際には、政令市と同様の人事権移譲について府へ要望していきたい」

○令和2年度 中核市移行

【大阪府当初予算に対する要望提出】

「政令市と同様に、必要な財源を合わせての移譲となるよう措置を講じるとともに、既存のブロック単位での移譲に限定せず、柔軟に対応されたい」

【府の回答】

教職員の適正配置と人事交流の円滑化等により、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨、目的が損なわれることのない範囲とすることが求められることから、ブロック単位での移譲を前提としている。

【令和元年10月1日 大阪府議会 答弁要旨】

鈴木府議 「服務監督権は市町村教委、処分を含む人事権は都道府県教委に分離している点について、一元化を図っていくべきだと考える。知事の所見は。」

吉村知事 「教職員の人事権と服務監督権を一致させることによって、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任が明確になると認識。府では、平成24年度に条例による事務処理特例制度を活用して、豊能地区3市2町に人事権を移譲した。今後とも、人事権の移譲については、市町村の自主的な教育行政の推進に資するため、市町村の意向を尊重して対応していく。」

7 移譲に際しての懸案事項

- ・受験生の数と質の確保
- ・人事異動の硬直化
- ・過員・欠員の調整・補充
- ・管理職の確保
- ・事務（任免・人事評価・給与支給・公務災害等）の増大に伴う体制整備（組織・人員・予算等）